

暴風警報等が発表された場合（非常時）の対応について(通知)

大府市教育委員会

1. 「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

(1) 登校前に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されている場合

- ◆午前6時30分までに警報が解除されない場合は、当日の授業を行わない。給食も中止する。
- ・警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや登校が困難な児童生徒は登校しなくてもよい。
- ・特別警報解除後は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

(2) 登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

- ◆原則として速やかに下校させる。
- ・状況によっては児童生徒の安全を校内において確保する。また、給食の実施について、教育委員会・校長会長・給食担当校長と協議の上、決定する。（給食の献立は、平常と異なる場合がある。）
- ・特別警報が発表された場合は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。

2. 「大府市」に大雨警報・洪水警報が発表された場合

(1) 登校前に、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・登校前、気象状況等によっては、教育委員会・校長会長との協議の上、休校することもある。
- ・通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断で自宅待機させて学校へ連絡

(2) 登校後（在校中）に、大雨警報・洪水警報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・気象状況や通学路の状態から判断し、教育委員会・校長会長との協議の上、授業等を中止して速やかに下校させることもある。
- ・下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合もある。

3. 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・南海トラフ地震に関連する情報を注視し、対応については、教育委員会・校長会長との協議の上、決定する。

4. 東海地震注意情報が発表された場合（東海地震を想定した「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」が、現時点では廃止されていないため、この項目も残しています。）

(1) 児童生徒が在校中の場合

〈小学生〉市内一斉引渡訓練の時と同じ方法で、準備が整い次第直ちに児童の引き渡しをする。

(2) 児童生徒が在宅中の場合

- ◆自宅待機とする。給食については、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合に準じる。
- ◆午前6時30分までに警報が解除されない場合は、当日の授業を行わない。給食も中止する。

5. 震度5弱以上の大地震が発生した場合

(1) 児童生徒が在校中の場合

- ◆保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。震度5弱以上の大地震が発生した場合は、中学生も含め、すべての児童生徒が引き渡しとなる。また、中学生は引き取り者にはなれない。

(2) 児童生徒が在宅中の場合

- ◆自宅待機とする。震度5弱以上の大地震が発生した場合は、学校から、メールや電話での連絡ができない状況になることもある。

6. 保護者の警報及び情報の確認方法について

(1) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報の場合

- ・インターネット 名古屋気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/nagoya/>)
- ・地デジテレビ → dボタンにより気象情報が出る。
- ・国土交通省防災情報提供センター携帯サイト (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)
- ・知多メディアスちたまる安全安心メルマガ (携帯)
→ 登録すると、警報等の情報が配信される。<http://www.chitamaru.jp/> にアクセスし、メニュー画面から「安心安全メルマガ」をクリックして登録画面に入る。

(2) 東海地震等大地震の場合

- ・テレビ・ラジオ等で発表される。

7. 学校情報発信システムの発信について

(1) 登校前

- ◆原則、学校情報発信システムは発信しない。事前に文書で保護者に周知し、各家庭での確認をしていただくようにする。

(2) 登校後

- ◆各学校判断で学校情報発信システムを発信してもよい。市教委からは、発信しない。
- ◆給食を実施しない場合
 - ・市教委から発信する。その場合、学校情報発信システムに加入していない保護者には、学校から連絡する。
- ◆東海地震注意情報が発表された場合 (子どもが学校にいる場合のみ)
 - ・情報が発表されたことのみ市教委が発信する。それ以外については、各学校判断で発信する。